

案 件 名	登別市暴力団の排除の推進に関する条例（案）	
意見の募集期間	平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日	
担当グループ	登別市市民生活部市民サービスグループ	
意見の提出件数	7 件	
提出された意見の概要と市の考え方		
NO	意見の概要	市の考え方
1	公共施設を利用する暴力団員と思われる利用者に対し、公共施設を利用させないようにしていただきたい。	登別市暴力団の排除の推進に関する条例（案）においては、「第 7 条公共施設の利用の不許可等」がありますが、この条文中「公共施設（市が設置し、又は管理する施設（付属施設を含む。）をいう。）が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。」こととなっております。この条文中「暴力団の活動に利用される」とは、公の施設で暴力団員が当該施設を利用することをいいますが、暴力団員が組織の利益のためではなく個人的に利用する場合は、本条例に該当しないこととなります。 このことから個人で利用される場合は拒むことはできません。
2	構成員からの脱退や下部組織の解散を市として応援支援すべきではないか。	構成員からの脱退や組織の解散については、警察が暴力団対策法等に基づき対応することとなりますので市として特別な対策や対応をすることはありません。
3	公安委員会や警察が関わる権限を条例にもっと踏込むべきではないか。	公安委員会や警察の権限については、各々の法律などで定められていることから、条例等で定めることはできません。
4	外国人暴力団員の場合は「市長権限によって祖国に強制送還させる」という権限を付与してはどうか。	退去強制（強制送還）については、「出入国管理及び難民認定法」により日本国在留に関する許可要件や手続などを行うこととなっておりますので、市長権限で強制送還等を行えるものではありません。

5	<p>旅館業が多く、安全面から暴力団員の宿泊を断れる仕組みを入れてはどうか。</p>	<p>個人が利用する旅館・ホテルについては、当該宿泊客が刺青等の有無だけで暴力団員あるか否か判断することはできないこと。また各旅館・ホテルの営業に対する考え方も様々であることから一律に強制できるものではありません。</p>
6	<p>条例で暴力団員の宿泊そのものを規制すべきではないか。</p>	<p>各旅館・ホテルについては、各々で暴力団排除について警察等と協議を行い、「暴力団お断り」等の看板を設置しております。しかし、一般団体客として宿泊する中においては、予約等の段階で暴力団員であることの判断が難しいことから規制することも難しいと考えます。</p>
7	<p>宿泊施設内の公衆浴場、銭湯等でも暴力団員の使用を規制できるようにしてはどうか。</p>	<p>公衆浴場、銭湯等につきましても、各々で暴力団排除について警察等と協議を行い、「暴力団お断り」等の看板を設置しておりますが、刺青等の有無のみで利用者が暴力団員であるとの判断が難しく、また個人的に利用する場合については、本条例に該当しないことから規制についても難しいものと考えます。</p>